

鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国や県の区画整理事業の補助要件を満たさない地域で狭小農地の耕作放棄が進んでいることから、小規模な区画整理を実施し、担い手への農地集積を図るため、予算の範囲内において鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 鹿屋農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農地をいう。
- (2) 区画整理 農地の畦畔を除去し、つなげることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 鹿屋市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第42号）第2条に規定する交付対象者に相当する者
- (3) 鹿屋市中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第26号）第3条に規定する集落協定の代表者又は個別協定の申請者
- (4) その他市長が認める者

2 前項における補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。法人及び団体にあつては、市内に事業所又は営業所を有すること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (4) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象農地)

第4条 補助金の交付の対象となる農地（以下「補助対象農地」）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 区画整理後の農地の面積が1筆当たり20アール以上となること。ただし、区画整理後の2筆以上の農地が道路又は水路をはさんで接する場合は、その2筆以上の農地の面積の合計が20アール以上であること。
- (2) 地籍調査等で隣地との境界が確定し、原状復旧が可能であること。
- (3) 農地の所有者及び耕作者から、区画整理に関する承諾を得ていること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業（補助金の交付の対象となる農地の区画整理に係る事業をいう。以下同じ。）の実施に要する費用のうち、別表に掲げるものとする。

- 2 前項の場合において、別表に掲げる補助対象経費のそれぞれの単価の上限は、鹿児島県が公表する直近の土木工事標準積算基準、設計業務等標準積算基準、建設機械等損料算定表及び公共事業設計単価表に記載されている単価（以下「県積算単価」という。）とし、県積算単価に記載がない場合は、価格刊行物によるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 補助対象農地の区画整理を自ら施工する場合 補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- (2) 補助対象農地の区画整理を土木業者等に請け負わせる場合 補助対象経費の3分の2以内の額とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する前に、鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 区画整理農地一覧兼所有者等施工承諾書（別記第2号様式）

- (2) 区画整理する補助対象農地の図面（地籍図又は地籍図に相当する図面）
- (3) 区画整理前の補助対象農地の写真（除去する畦畔が写っている写真）又はその電子データ
- (4) 収支予算書
- (5) 工事見積書（補助対象経費の内訳が確認できるもの）
- (6) 市税の滞納がないことを証明する書類（法人格のない団体にあつては、直近の収支決算書）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象農地の区画整理を土木業者等に請け負わせる場合は、鹿屋市指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第12号）の規定による建設業者等格付名簿に登載された者（以下「名簿登載業者」という。）に請け負わせることとし、前項の書類のほか、当該名簿登載業者の建設業許可証の写しを添えなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第5条の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 区画整理後の補助対象農地の写真（除去した畦畔の施工中及び施工後の状況が分かる写真）又はその電子データ
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助対象農地の区画整理を名簿登載業者に請け負わせて実施した場合は、前項の書類のほか、当該名簿登載業者との契約書の写し及びその契約に係る領収書の写しを添えなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であって、次に掲げるものをいう。 （1）水道、光熱、電力料（補助事業を行うために必要な用水使用料及び電力電灯使用料） （2）機械経費（補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。））
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次に掲げるものをいう。 （1）補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 （2）準備、後片付け整地等に要する費用 （3）機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 （4）技術管理に要する費用 （5）交通の管理、安全施設等に要する費用
		現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信

			交通費をいう。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること。）をいう。
	機械器具費		補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の借料、運搬、据付け、撤去に要する経費をいう。
その他	その他	その他	上記以外で補助事業を行うために必要な経費をいう。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長

様

申請者 住 所
団 体 名
氏名・代表者名

鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付申請書

鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助対象事業の概要

(1) 施工方法	☐ 自主施工 ☐ 請負施工 注 該当する方に ☒ を付すこと。
(2) 区画整理予定農地	別記第2号様式のとおり 区画整理前 _____ 筆 → 区画整理後 _____ 区画
(3) 区画整理予定農地の面積	_____ m ² 注 別記第2号様式と面積を合致させること。
(4) 区画整理予定農地の図面	別紙図面のとおり 注 別記第2号様式と番号を合致させること。
(5) 施工開始予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(6) 施工終了予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
(7) 区画整理に要する経費	_____ 円
(8) 補助対象経費	_____ 円
(9) 添付書類	○ 区画整理前の補助対象農地の写真（除去する畦畔が写っている写真）又はその電子データ ○ 工事見積書（施工者名、施工者所在、工事内容、数量、単位、単価、総工事費が記載されたもの） ○ 収支予算書（規則別記第2号様式） ○ 市税の滞納がないことを証明する書類（法人格のない団体にあつては、直近の収支決算書） ○ 建設業者の建設業許可証の写し（土木業者等に請け負わせる場合に限る。） ○ その他市長が必要と認める書類

鹿屋市長 様

区画整理農地一覧兼所有者等施工承諾書

申請者 住 所
団 体 名
氏名・代表者名 印

鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付要綱第7条の規定により、所有者及び耕作者から施工承諾を受けて区画整理を行う農地について、下記のとおり提出します。

番号	町名 地番	登記 地積 (㎡)	登記 地目	上段：所有者 下段 耕作者		
				氏名 ※申請者と同じ場合は☑	住所 ※申請者と同じ場合は省略可	署名又は押印 ※申請者と同じ場合は省略可
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		
				☐		

区画整理前 筆 区画整理後 区画

注1 所有者が故人の場合は、「氏名」欄は所有者と相続代表者等を併記し、「住所」及び「署名」は相続代表者等の住所を記載及び署名又は押印すること。

※「相続代表者等」…①相続代表者②法定相続人③その他

2 署名又は押印のないものは、無効です。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団 体 名
氏名・代表者名

鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金実績報告書

鹿屋市小規模区画整理モデル事業を実施したので、鹿屋市小規模区画整理モデル事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

1 区画整理に要する経費	円
2 補助金交付決定額	円
3 施工完了年月日	年 月 日
4 区画整理実施農地	区画整理前_____筆 → 区画整理後_____区画
5 区画整理実施農地の面積	_____m ²
6 添付書類	☐ 収支精算書（規則別記第2号様式） ☐ 区画整理後の補助対象農地の写真(除去した畦畔の施工中及び施工後の状況が分かる写真)又はその電子データ ☐ （請負施工の場合）契約書の写し及びその契約に係る領収書の写し